

JCA-23-発第 002 号

平成 23 年 7 月 22 日

内閣総理大臣（原子力災害対策本部長）

菅 直 人 殿

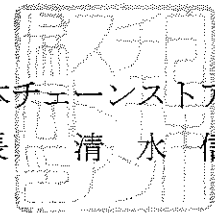
厚生労働大臣

細 川 律 夫 殿

農林水産大臣

鹿 野 道 彦 殿

日本チェーンストア協会  
会長 清 水 信 次



放射性物質に汚染された稲わらを与えられた可能性のある  
牛肉の流通に関する緊急要望について

拝啓 時下ますますご清栄のことと存じます。

平素は当業界に対しまして格別のご指導を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、福島県から出荷された、放射性物質に汚染した稲わらを与えた可能性のある牛の食肉等の流通状況に鑑み、消費者ならびに事業者の間に大きな不安が広がっています。放射性物質による食品の汚染というこれまでに経験のない困難な事態に直面し、政府におかれても誠心誠意の対応に尽力されているところと存じますが、誠に残念ながら、現下の対応状況では、消費者ならびに事業者の不安を払拭し、安全・安心な食品流通を確保し得るとは言い難い事態となっています。

日々汚染が疑われる状況が拡大し収束の展望が見えない中であって、消費者は必要以上の買い控えに走る以外に自衛の手段はなく、また、事業者にあっては後手後手に公表される個体識別番号の確認作業に追われ、店頭では大きな混乱を生じています。これまでも被災地域を支援する趣旨から当該県の製品の販売やPR等に努めてきましたが、このままでは、これまでの被災地域をはじめとする多くの事業者の努力や消費者の信頼をさらに損ねる結果になりかねません。

このような事態を一刻も早く改善して食の安全・安心の確保に寄与できるよう、小売業界を代表して以下のとおり緊急の要望事項を提出しますので、政府の速やかなご検討・ご対応を切にお願い申し上げます。

敬 具

## 記

### 1. 牛肉の安全を担保する一元的なと畜前検査体制の早期確立

7月19日に出された福島県の牛の出荷制限指示に伴い、福島県の今後の牛肉の検査体制については、

- ①計画的避難区域、緊急時避難準備区域及び指示のあった区域等については全頭検査
- ②上記以外の福島県の区域においては全戸検査（畜産農家ごとに初回出荷牛のうち1頭以上検査）

の体制になると伺っています。

消費者の不安感を払しょくし現下の混乱を収束するうえで最も重要なことは、一日も早く一元的なと畜前の検査体制を確立し、一定の地域の牛の全頭検査を行って、安全性が確認できた牛肉のみを出荷する体制を整備することです。この意味において、このたび措置された検査体制は決して十分なものであるとは言えません。

例えば、と畜直前の生きた牛の全頭について尿検査等の有効な検査を実施したうえで、放射性物質による汚染の疑いが晴れない牛については検出器等により放射線量を測定するといった二段階での検査体制を整備することによって全頭の検査は可能であり、このような検査体制を整備することこそが消費者の安全・安心の期待に応える唯一の方法と考えます。

特に、牛トレーサビリティ法に基づく個体識別番号による管理が可能であるからと言って、流通段階にある枝肉や在庫の肉をバラバラに検査している現状においては、必要以上の時間と費用と労力がかかっているため、一日も早くと畜直前の段階での検査に一元化を図るべきと考えます。

### 2. 流通の途上にある放射性物質に汚染した疑いのある牛肉の安全性の確認

7月19日に「福島県において飼養されている牛の県外への移動及びと畜場への出荷の制限」が指示されましたが、これだけでは放射性物質による汚染が疑われる牛肉が消費者の食用に供されることを完全に防ぐことはできません。既に公表されている牛肉以外にも、福島第一原発事故が発生したその日以降に放射性物質に汚染された稲わら等を与えられ、放射性物質に汚染された可能性がある牛が、と畜され、流通段階の途上にある可能性があるからです。

従って、放射性物質に汚染された疑いのある牛肉が、これ以上消費者の食用に供されることのないようにする観点から、一定の地域で飼育され、3月11日以降にと畜された牛肉の流通をいったん差し止めてでも政府において一元的に早期に安全性を確認するか、もしくは政府が一元的に回収する等の措置を講じて、安全性を確保していただくよう要望いたします。

また、現在当該牛肉の放射性物質について全国で検査が行われていますが、消費者の安心の確保の観点から、検査結果を一元管理し、消費者庁等で個体識別番号ごとの検査結果をまとめて公表し、汚染された牛肉のみではなく問題のない安全な牛肉の情報についても、消費者・事業者を問わず、国全体でわかりやすく簡易に共有できる仕組みを早急に整備していただくようあわせて要望いたします。

### 3. 当該牛肉の安全性に関する政府の統一見解の早期確立と発表

放射性物質に汚染した疑いのある牛肉の流通が確認されて以来、学識者の見解に基づく「当該牛肉を食べたとしても安全である」旨の報道を見聞きすることはありますが、未だ食用に供された場合の政府の安全性に対する統一的・具体的な見解を目にしたことはありません。

放射性物質による食品の汚染のような、ほとんど経験がなく、かつ広域的・長期的な事態に対しては、政府による公的な見解をもってしか消費者や事業者の不安を解消することはできず、政府が責任を持って見解の統一を図り、速やかに公表されるよう強く要望いたします。特に「健康への影響はない」等の抽象的な表現では不安感の払しょくにはほとんど影響しないため、例えば「当該牛肉を〇g〇回食べても安全である」というふうに具体的に確認可能な表現をもって、一日も早く統一見解を発表していただくよう要望いたします。

### 4. 出荷制限・出荷停止に係る当該牛肉に対する損害賠償の確立

原子力損害賠償紛争審査会により損害賠償の範囲・内容等について現在検討が進められていますが、風評被害や今回のような出荷制限や出荷停止による損害についてもその対象になるものと伺っています。

畜産農家に対する賠償はもちろんのこと、このたびの事態に基づく当該牛肉の保管・輸送費用や廃棄・処分費用、自主的な検査費用をはじめとして、損害賠償の対象を万全なものとするよう速やかにご決定いただき、実施していただくようお願いいたします。

### 5. 豚肉・鶏肉、その他食品の安全性のPR

現下の牛肉の流通の正常化が最優先の課題であることは言うまでもありませんが、消費者の不安が、根拠のないままに豚肉や鶏肉、その他の食品に向かっていくことは防がなくてはなりません。このような不安感や報道のされ方によって影響される面もありますが、政府が行っている安全対策・検査体制に係る分かりやすい説明と当該食品の安全性に対する地道なPRをもって解消していただくことがもっとも有効であることは間違いありません。今般の牛肉の事態を反省点として活かして、今から十分な説明とPRを徹底していただくようお願いいたします。

以上の点につき、緊急に要望させていただきますが、当協会が果たすべき役割は、政府の諸施策と一体となって、一日も早く消費者に安全・安心な牛肉の流通を可能にする体制を整備することであると承知しています。当協会の要望事項について速やかにご検討いただきますようお願い申し上げます。

以上